



ご存知ですか、国民年金には障害基礎年金と遺族基礎年金があります

障害基礎年金	遺族基礎年金
<small>(注) 身体障害者手帳等の等級と異なります。</small>	
<p>● <b>病気や事故で障害が残ったときに</b></p> <p>国民年金加入中（または加入していた方で60歳～65歳未満のとき）に初診日（初めて医師の診断を受けた日）のある傷病で、原則として初診日から1年6か月たったときに申請できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 初診日から1年6か月後が20歳前のときは、20歳になったときに申請できます。</li> <li>● 初診日から1年6か月後に障害が軽く、その後に障害が重くなった場合は、65歳になるまで申請できます。</li> </ul> <p>● 1級 975,100円（2級の1.25倍） ● 2級 780,100円</p>	<p>● <b>一家の支え手を失ったときに</b></p> <p>国民年金加入中や老齢基礎年金を受けられる期間のある方が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた18歳未満の子のある配偶者、または子に支給されます。支給されるのは、子が18歳になったあとの最初の3月分までです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 配偶者が受けるとき 1,004,600円（子1人分の加算額含む）</li> <li>● 子が受けるとき 780,100円</li> </ul>
<p>生計を共にする18歳未満の子がいるときは次の額が加算されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2人目まで 1人につき 224,500円</li> <li>● 3人目以降 1人につき 74,800円</li> </ul>	
<p>障害基礎年金・遺族基礎年金の加算額や遺族基礎年金の支給に該当する「18歳未満の子」には、18歳になったあとの最初の3月31日までの間にある子および20歳未満の障害の子を含みます。支給額は平成27年度の額です。</p>	
<p>①と②の両方の条件を満たすことが必要です</p> <p>① 障害の等級が該当していること 国民年金法による1級、2級の障害の状態であること。</p> <p>② 一定の保険料を納めていること 初診日の前々月までの保険料納付期間や免除期間などが、加入すべき期間の3分の2以上あること。 ただし、平成38年3月末日までは、初診日の前々月までの直近の1年間に未納がなければ受けられます。</p> <p>※ 初診日が20歳前のときは納付の条件はありませんが、本人の所得制限があります。</p>	<p>①～③のすべての条件を満たすことが必要です</p> <p>① 請求できる遺族（18歳未満の子のある配偶者、または子）であること</p> <p>② 亡くなった時の請求者の年収が850万円未満であること</p> <p>③ 亡くなった方が一定の保険料を納めていること 死亡日の前々月までの保険料納付期間や免除期間などが、加入すべき期間の3分の2以上あること。 ただし、平成38年3月末日までは、死亡日の前々月までの直近の1年間に未納がなければ受けられます。</p>
<p>● <b>厚生年金加入中に初診日がある場合は障害厚生年金が支給されます</b></p> <p>年金額は給与・賞与の平均と加入月数および障害等級により計算され、1級または2級の場合には障害基礎年金もあわせて支給されます。なお、障害厚生年金は3級の場合でも支給されます。</p>	<p>● <b>18歳未満の子がいない場合でも遺族厚生年金が支給されます</b></p> <p>厚生年金加入中の方や、厚生年金の受給者または受けられる期間を満たした方などが亡くなったときには、遺族厚生年金が支給されます。なお、請求できる遺族の範囲や受給できる期間は遺族基礎年金と異なります。</p>

● **障害基礎年金と老齢厚生年金などの併給**

障害基礎年金を受けながら、厚生年金保険料を納めた場合は65歳以降、障害基礎年金と老齢厚生年金を同時に受けられます。また障害基礎年金を受けている妻（65歳以降）の、厚生年金に加入している夫が亡くなったときは、障害基礎年金と遺族厚生年金が同時に受けられます。

～ 国民年金保険料の「5年の後納制度」開始 ～

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が、平成27年10月1日から3年限りの特例として開始されました。なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。  
後納制度を利用するには、申し込みが必要です。詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」(0570-011-050) またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

申請・問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目） ☎ 0155 (65) 5002  
役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213

アイシン精機社員と交流



アイシン精機(株)（本社～愛知県刈谷市）の社員4人が町内の農家に宿泊し、農作業や農村での生活を体験しました。

一行は9月11日に来町し、研修先の農家に宿泊。農家の指導を受けながら、じゃがいもの選別や、搾乳、牛の世話などの作業を体験したほか、『とよこ産業まつり』の手伝いなどを行いました。

また、9月15日には総合体育館で、町内の小学5年生を対象にした『アイシンものづくり出前講座』（主催：アイシン精機(株)、協力：エフティテクノ(株)）に参加し、子どもたちにミニ四駆づくりを通してものづくりの楽しさを教えていました。

歯磨き習慣で生涯自分の歯で！



第26回高齢者歯のコンクール（主催：十勝歯科医師会）で豊頃旭町の玉置規子さん（77歳）が優秀賞を受賞され、9月12日に帯広市保健福祉センターで行われた表彰式に出席されました。

「1日3回の歯磨き習慣で、現在も28本全部自分の歯です！これからも健康な歯を守っていきたいです。通院と怪我ばかりして、隣り近所の方にご迷惑をおかけし、子供たちにも心配をかけておりましたので、この様な賞を頂き皆様に感謝致します。とても嬉しいです。ありがとうございました」。

旗の波作戦



9月15日、町生活安全推進協議会（間所恒克会長）主催の交通安全街頭啓発『旗の波作戦』が中央若葉町の国道38号沿いで行われました。

この日は、後援である池田警察署、町ライオンズクラブのほか、各関係団体やボランティア、豊頃小学校と豊頃中学校の児童・生徒らが参加しました。

開会式では交通安全宣言が行われ、豊頃中学校生徒会を代表し川村雅さんが「交通ルールとマナーを守ります。暗くなったら自転車の点灯を忘れません」と、また、茂岩保育所こぐまクラブリーダーの滝口淳さんが「常に思いやりと譲り合いの心を持った運転をします。シートベルト・チャイルドシートの着用を徹底します」と宣言しました。

全道共進会で最高位



9月7日、胆振管内安平町で行われた第31回北海道肉用牛共進会（主催：ホクレン）で武隈ブリーディングファーム（武隈英和社長）が出品した『ひいらぎ5』が未経産の部で最高位に輝きました。

武隈英和社長が同共進会で最高位を獲得するのは今回で4回目で、「町の大会では負けた牛ですが、調教していくうちにだんだん良くなってきました。協力していただいた皆様のおかげです」と話していました。

共進会には全道34農協から137頭の黒毛和種が出品され、月齢や経産などに分かれ資質や体型の美しさなどを競いました。



国民年金からのお知らせ

はるにねは見ていた

役場だより